

— 沼津支部からのお知らせ —

日本小型船舶検査機構 沼津支部
〒410-0853沼津市常盤町1-2-6Mビル常盤
TEL055-952-3981 FAX055-952-3982

1. 出張検査に合わせて受検する場合

(1) 検査時間についてお願い

出張検査は、効率的な巡回と移動中の安全を確保するために、申請された船舶の検査内容及び検査隻数により順番に行っておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

(2) 検査時間のご連絡について

当日の検査時間は、検査前日（月曜日が検査の場合、前週の金曜日・前日が祝日の場合、その前日）の午前中までを目途に当方からご連絡致します。検査前日の13時までには連絡が無い場合には、お手数ですが当支部までお問合せをお願い致します。

(3) 検査の準備について

- ①船検を受ける前には釣具や荷物は取り出し、**必ず**船体(特にヒンジやパッキン、スカッパー類)・法定備品等の点検及び機関の整備（作動試験含む）を行い、不具合があれば予め修理や交換をしておいてください。製造後10年を超えた膨脹式救命胴衣は予め送空口より呼気等により膨脹して準備下さい。
また、小型船舶用救命胴衣には船舶番号、船名、所有者名のいずれか1つ、小型船舶用救命浮環には船舶番号、船名のいずれかに加え船籍港を記載しておいて下さい。
- ②沿海区域（限定沿海区域除く。）以上の航行区域の船舶で、上架の省略ができないものは上架しておいてください。また、膨脹式救命いかだ、膨脹式救命浮器等の救命設備及びEPIRB等の無線装置については整備事業者での整備が必要です。
- ③プロパンガス、発電機やインバータ（供給電圧35V超え）を備え付けている船舶については、当該設備の安全性を確認するための整備又は検査が別途必要となる場合があります。なお、試験実施の詳細については、各取扱い事業者にお問合せください。

（注）ガスボンベの設置場所が暴露部の場合は、定期検査のみ、暴露部以外の場所は、定期検査及び中間検査の両方においてリークテストが必要となります。また、絶縁抵抗試験の実施の時期については、当支部までお問合せください。

(4) 船舶検査証書及び船舶検査手帳の交付について

検査後の書類等のお渡しについては、事務所での受け取り又は着払いでの発送となります。送付をご希望の場合はレターパックを事前に郵便局でご購入頂き、送付先をご記入頂いたものを検査の際にお預かりし送付させていただきます。

※ 検査の準備等について、ご不明な点がございましたら船の番号をお手元にご準備頂いた上で当支部までお問合せください。

⇒裏面に続きます。